

直方市民憲章

わたしたち直方市民は、遠い昔から広く大きな遠賀の流れと、高く秀でた福智の山々に親しみながら、ゆとりある豊かな心を育ててきました。

この郷土を愛するわたしたちは、市民みずからのまちづくりをめざして、次の約束を定めます。

- 一、明るく健全な家庭をきずき、青少年をすこやかに育てるまちをつくらします。
- 一、清潔で公害のない、健康と緑豊かなまちをつくらします。
- 一、人に迷惑をかけない、平和なまちをつくらします。
- 一、すべての人のしあわせをねがい、公共のものを大切にするまちをつくらします。
- 一、しごとに誇りと責任をもち、生産と文化の高いまちをつくらします。

昭和五十六年十月九日制定

児童憲章（昭和二十六年五月五日）

われらは、

日本国憲法の精神にしたがい、

児童に対する正しい観念を確立し、

すべては児童の幸福をはかるために

この憲法を定める。

児童は人として尊ばれる。

児童は社会の一員として重んぜられる。

児童は良い環境の中でそだてられる。